

C F P[®]資格審査試験問題集（相続・事業承継設計）

平成 29 年度第 2 回

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・ 71 ページ 問題 45（設問 B）

（誤）原則的評価方式により評価した金額は 7,500 円（問題 46 参照）であるため、1,000 円を選択する。

（正）④ 原則的評価方式による評価額

小会社の株式の価額は、1株当たりの純資産価額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、Lの割合を0.50として、次の算式により計算した金額によって評価することもできる（同基本通達179（3））。なお、納税義務者の選択により、次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算することもできる（同基本通達179（2））。また、次の算式の1株当たりの純資産価額は、株式を取得した者とその同族関係者が保有する議決権割合が50%以下であるときは、80%を乗じて計算した金額とするが、次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算とした場合の純資産価額は80%を乗じた金額とすることはできない（同基本通達185）。

1株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価額×L＋1株当たりの純資産価額×（1－L）

1株当たりの純資産価額＝（25,000千円－3,000千円）÷2,500株＝8,800円

6,200円×0.50＋8,800円×80%×（1－0.50）＝6,620円

算式中の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算した場合のG B社の相続税評価額は

8,800円×0.50＋8,800円×80%×（1－0.50）＝7,920円

となるため、評価額が低い6,620円を選択する。

⑤ G B社の1株当たりの相続税評価額

③<④ ∴1,000円